

第2回定例会

後期高齢者支援金等課税額の追加に伴う国民健康保険税条例の改正を可決

一般質問に4議員が登壇

平成20年第2回定例会は6月10日に開会し、一般質問に4人が登壇、条例の一部改正1件、町道の変更及び廃止1件、平成20年度補正予算2件、報告2件、計6件を審議、原案どおり可決承認し、6月13日に閉会した。

【条例の改正】

▼新十津川町国民健康保険税条例の一部改正

・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等課税額を追加し、医療分の課税限度額を改正する。

医療分
課税限度額56万円↓47万円
後期高齢者支援金分12万円
(新設)

・国民健康保険の被保険者に係る所得割額等、医療部分に係る所得額等を改正する。

所得割
100分の7↓100分の5.2
資産割
100分の40↓100分の34
均等割額
2万8千円↓2万4千円

平等割等 2万5千円↓特定世帯以外の世帯2万円
(特定世帯1万円)

・後期高齢者支援金等に係る所得割額等、後期高齢者支援金等分に係る税率等を定める。

所得割 100分の1
資産割 100分の6
均等割 6千円

平等割 特定世帯以外の世帯4千円(特定世帯2千円)

※特定世帯とは、国保加入世帯でその世帯員が後期高齢者医療保険に変更となり、国保被保険者が1人となる世帯で、5年間世帯構成が変わらないもの。

【町道の変更及び廃止】

▼変更する路線
【路線名】総進西6線
(変更前) 1, 018・5m
(変更後) 569・2m

【路線名】総進西7線
(変更前) 879・5m
(変更後) 195・8m

▼廃止する路線
【路線名】南1号線
1, 132・3m

【路線名】南2号西線
154・7m

【路線名】総進西8線
547・4m

【路線名】総進灌がい溝線
555・6m

【補正予算】

(一般会計)
歳入歳出それぞれ6,07

6万8千円を追加し、総額をそれぞれ54億4,933万7千円とする。主な補正は次のとおり。

▼総務費

・普通財産管理事務 44万9千円

(企業誘致にかかる旅費)

・森林総合研究所分収造林事業 2,160万3千円

(富士形山作業道の新設、総進作業道の整備)

・住民情報システム管理事業 33万6千円

(平成21年5月裁判員制度導入による候補者選出プログラム導入)

▼民生費

・障害者自立支援事業 31万5千円

(利用者負担の改正によるシステムの改修)

▼衛生費

・国民健康保険特別会計繰出金 Δ1,784万6千円

(国民健康保険特別会計繰出金の減額)

・健康づくり宣言の町事業 30万1千円

(講演会、運動指導、ウォー